

# 令和8年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《議案補充説明》

#### 1 【議案第23号】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 《所管事項説明》

- 1 「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」（最終案）について・・・・・・ 6
- 2 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 《別冊》

- ・（別冊1）子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（最終案）

令和8年3月12日  
子ども・福祉部

# 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

## 1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

## 2 改正内容

地域限定保育士制度は、保育士登録後3年間は受験した都道府県等においてのみ就労でき、3年経過後は一定の要件を満たすことで、全国で勤務が可能となります。これまでは国家戦略特別区域に限り認められていましたが、児童福祉法の一部改正により一般制度化されました。

本県においても、令和8年度から地域限定保育士制度を導入することに伴い、次に掲げる関係条例において、保育士の定義に地域限定保育士を加えます。

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(第1条)
- (2) 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第2条)
- (3) 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第3条)
- (4) 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第4条)
- (5) 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第5条)

## 3 施行期日

令和8年4月1日

(参考) 保育士試験(通常試験)と地域限定保育士試験について

	保育士試験(通常試験)	地域限定保育士試験
試験内容	・筆記 ・実技(音楽・造形・言語から2科目)	・筆記 ・実技講習会(音楽・造形・言語・見学実習計27時間以上) ※都道府県等が実施する講習会を修了することにより、実技試験を免除
勤務先	・全国で勤務可能	・登録した都道府県等でのみ勤務可能(試験合格者は、地域限定保育士登録を受ける) ・登録後3年経過し、地域限定保育士として1年(かつ総勤務時間1,440時間)以上の勤務経験がある場合には、申請によって全国で勤務可能な通常の保育士登録が可能

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝 之

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士又は三重県の区域に係る同法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士をいう。以下この号において同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 七 (略)</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下この号において同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>三 七 (略)</p>

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第十四章 (略)</p> <p>第十五章 里親支援センター(第九十六条</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第十四章 (略)</p> <p>第十五章 里親支援センター(第九十六条</p>

<p>― 第百一条 ―</p> <p>第十六章 雑則（第百二条）</p> <p>附則</p> <p>（職員）</p> <p>第四十五条 保育所には、保育士（三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>― 第百条 ―</p> <p>第十六章 雑則（第百一条）</p> <p>附則</p> <p>（職員）</p> <p>第四十五条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 （略）</p>
---	---

例の一部改正)

第三条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（従業者）</p> <p>第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 7 （略）</p>	<p>（従業者）</p> <p>第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士</p> <p>二 （略）</p> <p>2 7 （略）</p>

改正)

第四条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平

成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。第三十六条において同じ。)及び保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。第三十六条において同じ。)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p>	<p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。第三十六条において同じ。)及び保育士</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p>

(三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、心理療</p> <p>法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十</p>	<p>(職員)</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療</p> <p>法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理</p>

2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
--------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 【所管事項説明】

# 1 「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」（最終案）について

## 1 計画策定の経緯

「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」は、令和7年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明するとともに、その後のパブリックコメントや市町等からの意見、社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども相談支援部会（2月12日）における議論等もふまえ、このたび、別冊1のとおり最終案をとりまとめました。

## 2 パブリックコメントの結果

### （1）意見募集期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月16日（金）まで

### （2）意見数

のべ5件のご意見をいただきました。

### （3）主な意見に対する考え方

#### 【意見】

子どもの権利に関する周知・啓発について、より具体的に取組の内容を記載すべきではないか。

#### 【考え方】

大人も子どもも分かりやすく学べる啓発パンフレットを多言語で作成したものを活用し、子どもの権利の普及・啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組むことを明記しました。（別冊1 P10）

#### 【意見】

一時保護児童の登校支援等の学習保障にあたっては、支援を実施する人員体制の確保も必要ではないか。

#### 【考え方】

一時保護児童のニーズに応じた学習支援の実施に向けた支援体制を明記しました。（別冊1 P36）

## 3 中間案からの主な変更点

中間案からの変更点の主なものは以下のとおりです。

### （1）取組の目標について

・第4章「施策の具体的な展開」において、「取組の目標」を記載しました。

### （2）第1節 総論

・「通告の徹底や支援の仕組みづくり」において、通告や早期発見、虐待通告先の役割等を県民に分かりやすくするため、「虐待通告先や相談先である児童相談所と市町の主な対応と役割」を追記しました。（別冊1 P12）

### (3) 第2節 未然防止

- ・「(1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援」の具体的な取組において、貧困、虐待、家庭問題など様々な困難な問題を抱える女性が、安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供する「支援が必要な困難を抱える女性の居場所づくり」の取組を追記しました。(別冊1 P19)
- ・「(1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援」の具体的な取組において、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し、予防行動がとれるよう、「子どもへの包括的性教育の推進」の取組を追記しました。(別冊1 P19)

## 4 今後の予定

令和8年 3月	計画の策定 公表
4月～	計画に基づく施策の推進





# 「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」最終案 【計画期間：令和8年度～令和11年度】

## 第1章 計画の策定の考え方

- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けて取りまとめられた、第三者による検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成」の3つの視点から「子どもを虐待から守る条例」を改正（令和7年7月施行）。
- ・改正条例第25条に基づき、条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定める。
- ・改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理。

## 第4章 施策の具体的な展開

### 第1節 総論

#### （1）子どもの権利擁護の取組の推進

- ①「子どもの権利」に関する周知・啓発
- ②「体罰によらない子育て」の周知・啓発

#### （2）通告の徹底や支援の仕組みづくり

「子どもや子育て家庭の変化（SOS）への気づき」「支援の入り口である通告の徹底」「その後の支援」について、教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、ワンチーム意識のもと、**情報共有や役割分担の連携の仕組みづくり**を検討【新】

### 第2節 未然防止

#### （1）妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援

- ①市町こども家庭センターの運営強化支援  
統括支援員、母子保健コーディネーター等の人材育成や専門性の確保に向けた研修の充実
- ②関係機関の相談機能の強化  
児童家庭支援センター、NPO等関係機関との連携体制の構築【拡】
- ③プレコンセプションケアの啓発  
啓発パンフレットを小中高等学校、大学、企業等に配布

#### 取組の目標

県主催研修・会議の市町職員等の受講者数  
(R6) 200名  
⇒ (R11) 累計1,200名

#### （2）虐待予防のための子どもの安全確認の強化

○乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底  
乳幼児健診等を受診していない子どもの安全確認ができない場合、児童相談所への相談・通知することを条例に新たに規定したことを市町へ周知徹底

### 第3節 早期発見・早期対応

#### （1）虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

○児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修  
県内全体の児童相談体制の連携体制の強化及び対応力の向上

#### （2）子どもを守る地域ネットワークづくり

- ①市町要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営強化の支援  
市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討・見直し
- ②障がい児やその家庭への支援の充実  
・障がいや疾患の早期発見・早期対応及び適切な支援  
・保健、医療、教育との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実
- ③虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化  
虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向け、少年鑑別所に併設されている三重法務少年支援センターと連携し、アドバイザーとして市町の要対協へ派遣【新】

#### 取組の目標

市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数  
(R6) 17回  
⇒ (R11) 累計102回

## 第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて推進体制

- ・福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」と連携を図りながら、計画の取組を推進。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等に当たっては、市町、警察等の関係機関等と連携。

## 第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

- ・県内の児童相談所の児童虐待対応相談件数は2,000件を超える高い水準で推移
- ・心理的虐待の件数が最も多く、約半数は家庭内でDVを目撃する事例
- ・被虐待児童の年齢は6歳までの件数が約4割

## 第3章 基本理念

子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

### 第4節 保護及び支援

#### （1）一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

- ①一時保護所等の暮らしの中での「子どもの権利」の理解促進  
「子どもの権利」について理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂【拡】
- ②保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充  
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入【新】  
・社会的養護の子どもに必要なアドボケイトの担い手の養成や効果的な実施方法の検討【拡】
- ③被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築  
・子どものケアにあたる施設職員等への研修の充実  
・里親家庭等への継続的な支援や心理的サポート体制の充実  
・被措置児童虐待を受けた子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査が実施できる体制の構築

#### 取組の目標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合

(R6) —  
⇒ (R11) 100%

#### （2）一時保護をした子ども等への支援強化

- ①一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備  
・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備【拡】  
・夜間緊急対応時や感染症発生等時の人員体制の拡充【拡】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築  
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】
- ③一時保護児童のニーズに応じた学習支援  
・在籍校への登校支援等を継続  
・オンライン授業へ参加できる環境の整備【新】

#### 取組の目標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った学習ができた」と回答した子どもの割合

(R6) —  
⇒ (R11) 100%

#### （3）一時保護解除時等の子どもの安全確保

- ①一時保護解除時における多機関との多角的なアセスメントの実施  
児童相談所、市町、一時保護委託先等がワンチームとなり、一時保護解除前に、子ども及び家庭の多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の安全確保の措置の徹底及びアフターケアを実施
- ②障害児入所施設による地域生活への円滑な移行  
子どもへの必要なケアが十分行われるよう家庭への相談援助や養育力の向上の支援

#### 取組の目標

児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数

(R6) —  
⇒ (R11) 累計10人

#### （4）社会的養護経験者の自立支援の強化

- ①施設等を退所後の実情把握  
現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握【新】
- ②アフターケアの環境整備  
これまで生活してきた施設等において引き続き自立に向けた支援を受けることができる環境の整備【拡】
- ③相談支援を行う拠点の設置  
施設を退所した後、生活が安定しない時などの相談支援を行う拠点を設置【新】

#### 取組の目標

施設等を退所後3年後の就労の状況と進学状況

(R6) —  
⇒ (R11) 100%

### 第5節 体制整備

#### （1）警察、医療機関との連携体制の強化

- ①児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備  
児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築【新】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築（再掲）  
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】

#### 取組の目標

情報共有を補強するためのシステム整備箇所数  
(R6) 1か所（本部のみ）  
⇒ (R11) 19か所（本部と全警察署）

精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数  
(R6) 2か所 ⇒ (R11) 6か所

#### （2）児童相談所職員等の専門性の向上

- ①児童相談所の人員体制・専門性の強化  
・職員の指導・教育を担当する職員の専従化を促進  
・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、課題改善の取組を推進【拡】  
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイト導入（再掲）
- ②市町への伴走型支援の継続  
・市町への研修の充実  
・市町への児童相談アドバイザー等の派遣  
・市町間の連携を強化するため「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用【新】

#### 取組の目標

第三者評価を受審した児童相談所数及び一時保護所数（累計）  
(R6) ⇒ (R11)  
児童保護所 — 6か所  
一時保護所 — 2か所

#### （3）子ども虐待防止啓発

○相談方法等について子どもに分かりやすく啓発  
子どもの権利や相談方法について、年齢や発達段階に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施【拡】



### 計画の推進

- ・改正子どもを虐待から守る条例第31条に基づき、毎年、施策の取組状況等を「年次報告」として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげる。



## 2 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会・審査部会
2 開催年月日	令和7年12月16日
3 委員	会長 杉村 芳樹
4 諮問事項	委員 長谷川 正裕 他7名
5 調査審議結果	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
6 備考	8名に医師について書面により審査し、すべて同意された。

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年12月19日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年1月9日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

【所管事項説明】

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和8年1月26日
3 委員	会長 田中 智子 委員 阿部 晋一 他13名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定について
5 調査審議結果	事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会 手話施策推進部会
2 開催年月日	令和8年2月2日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 山本 喜秀 他7名
4 諮問事項	第3次三重県手話施策推進計画の取組状況について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年2月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画（仮称）の最終案についての意見聴取を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年2月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 被措置児童等虐待事例に関する報告について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	